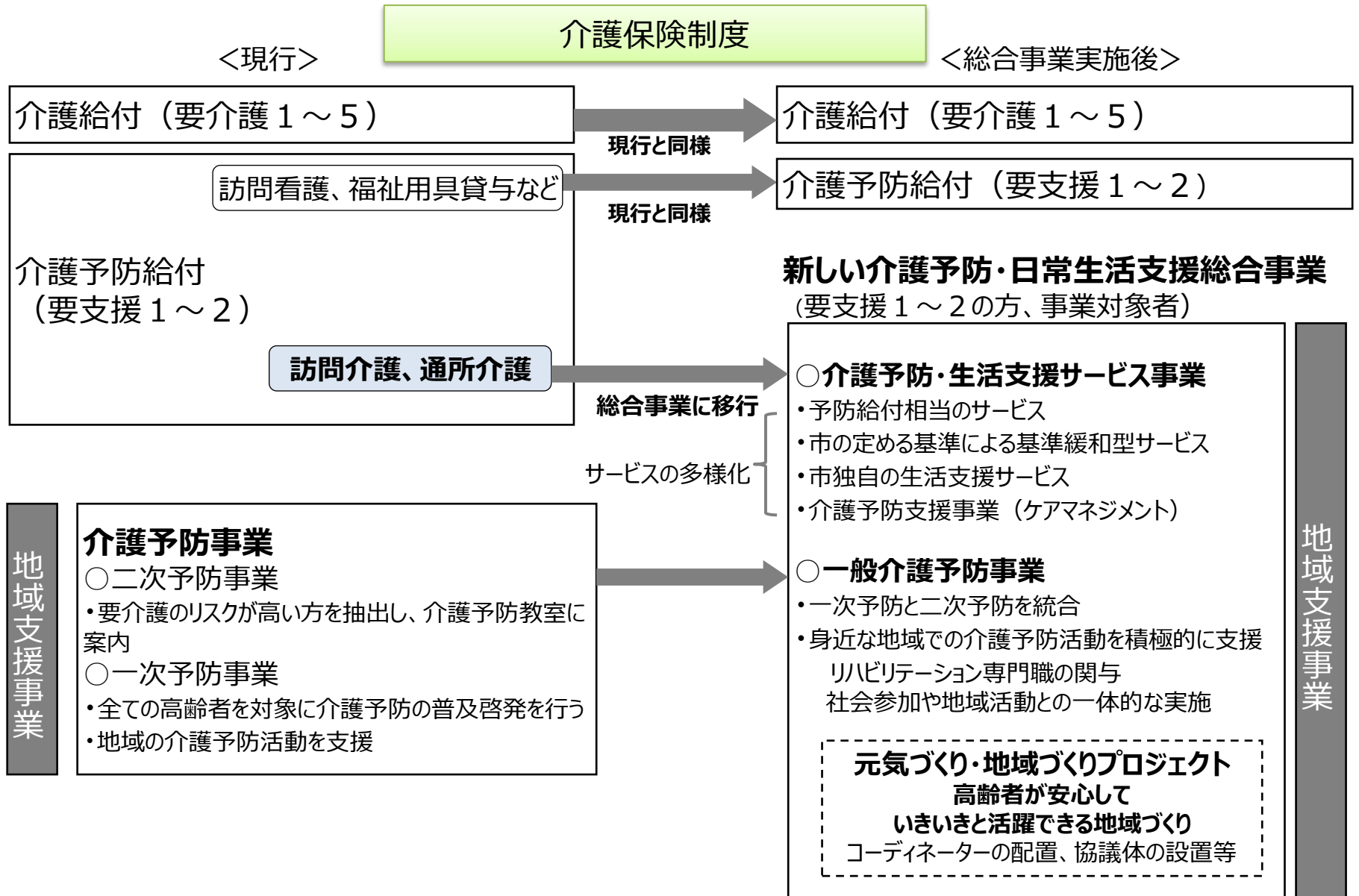


介護予防・日常生活支援総合事業 (最終案)

平成29年4月スタート



介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



介護予防・日常生活支援総合事業は 介護予防と生活支援を一体的に提供する事業です。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者は、要支援者に相当する方
 - ① 要支援1・2の新規認定を受けた方
 - ② 要支援1・2の更新認定を受けた方
 - ③ 基本チェックリストで事業の対象者と判定された方
 - ④ 要支援1・2の認定を受けている方で、事業の利用を希望する方

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、リハビリテーション専門職の関与による自立意欲の喚起、栄養改善を目的とした栄養士による指導等を提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

(介護予防・生活支援サービス体制整備事業)

要支援者等に相当する方の必要とする、住民主体による各種の多様なサービスが適切に提供されるよう、地域ケア会議等を通じて、地域に不足する資源を把握し、地域包括支援センターと連携して、サービス基盤となる資源の開発・発掘・育成を推進

(2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者の全ての方、その支援のための活動に関わる方
- ひらかた元気くらわんか体操を中心に様々な介護予防事業を展開することで、体操・活動の場の拡充を図ります。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる（基本チェックリストの活用）
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う（ひらかた元気くらわんか体操の普及、心の健康・からだの健康まつりの実施等）
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う（ひらかた元気くらわんか体操の継続支援）
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場、ひらかた元気くらわんか体操の評価等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施

介護予防・日常生活支援総合事業では4つの取り組みを進めていきます。

(1) 現行の介護予防給付をサービス事業に移行

介護予防訪問介護
介護予防通所介護



現行相当サービスの実施

(2) 多様な生活支援サービスの整備・創設

多様な担い手による新基準サービスを導入することで介護人材不足を解消
利用者の心身機能や生活の質を向上させるための新たなサービスを創設

(3) 身近な地域での自主的な介護予防活動を重点的に支援

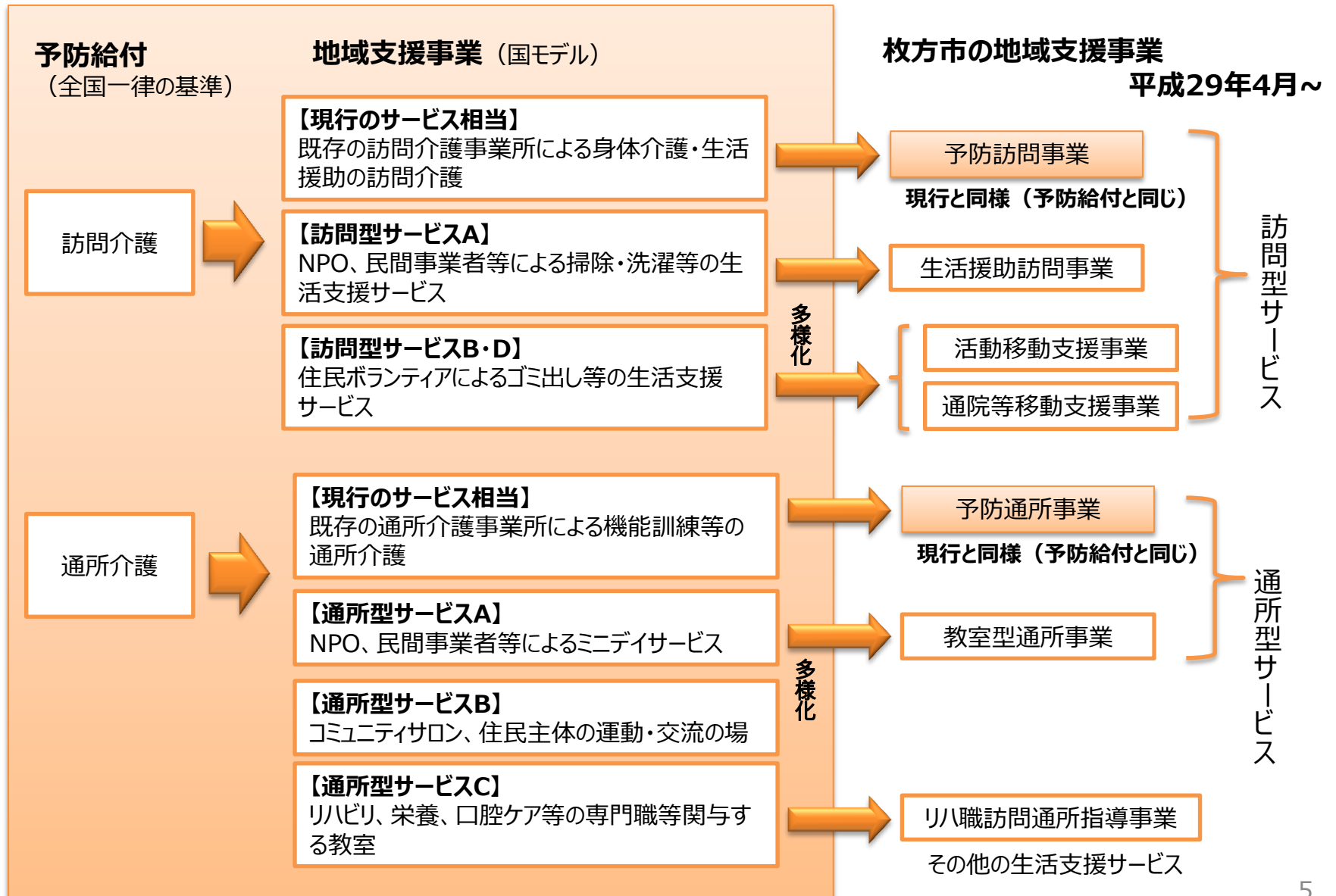
元気な時から切れ目のない介護予防の取り組みを継続できるよう、住民主体の
介護予防活動を支援

(4) 地域の支え合い体制や活動の場の充実を図る仕組みづくり

身近な地域とのつながりを維持し、活動・交流の場を増やす仕組みづくり

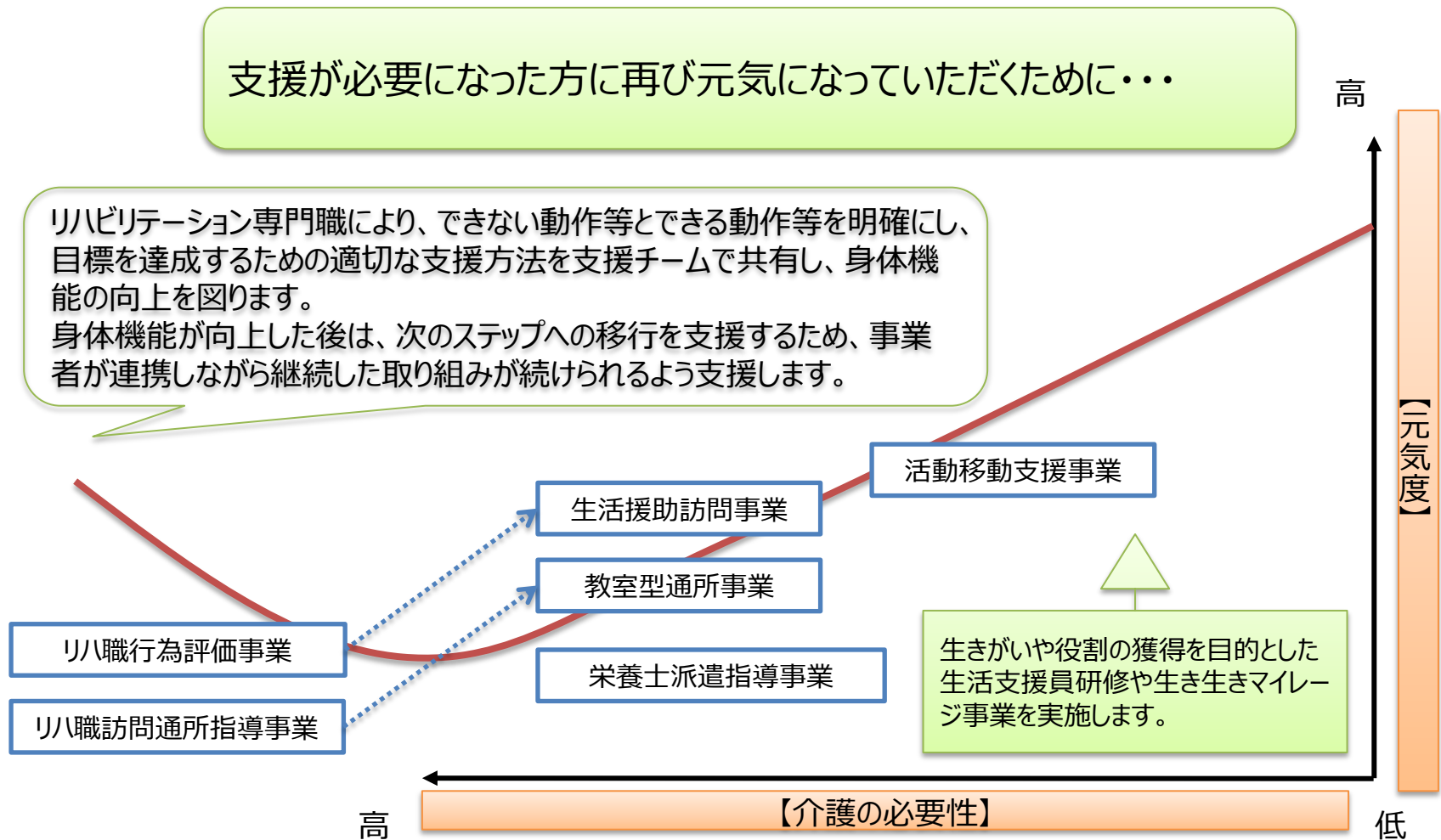


介護予防・日常生活支援事業のサービスを充実します。



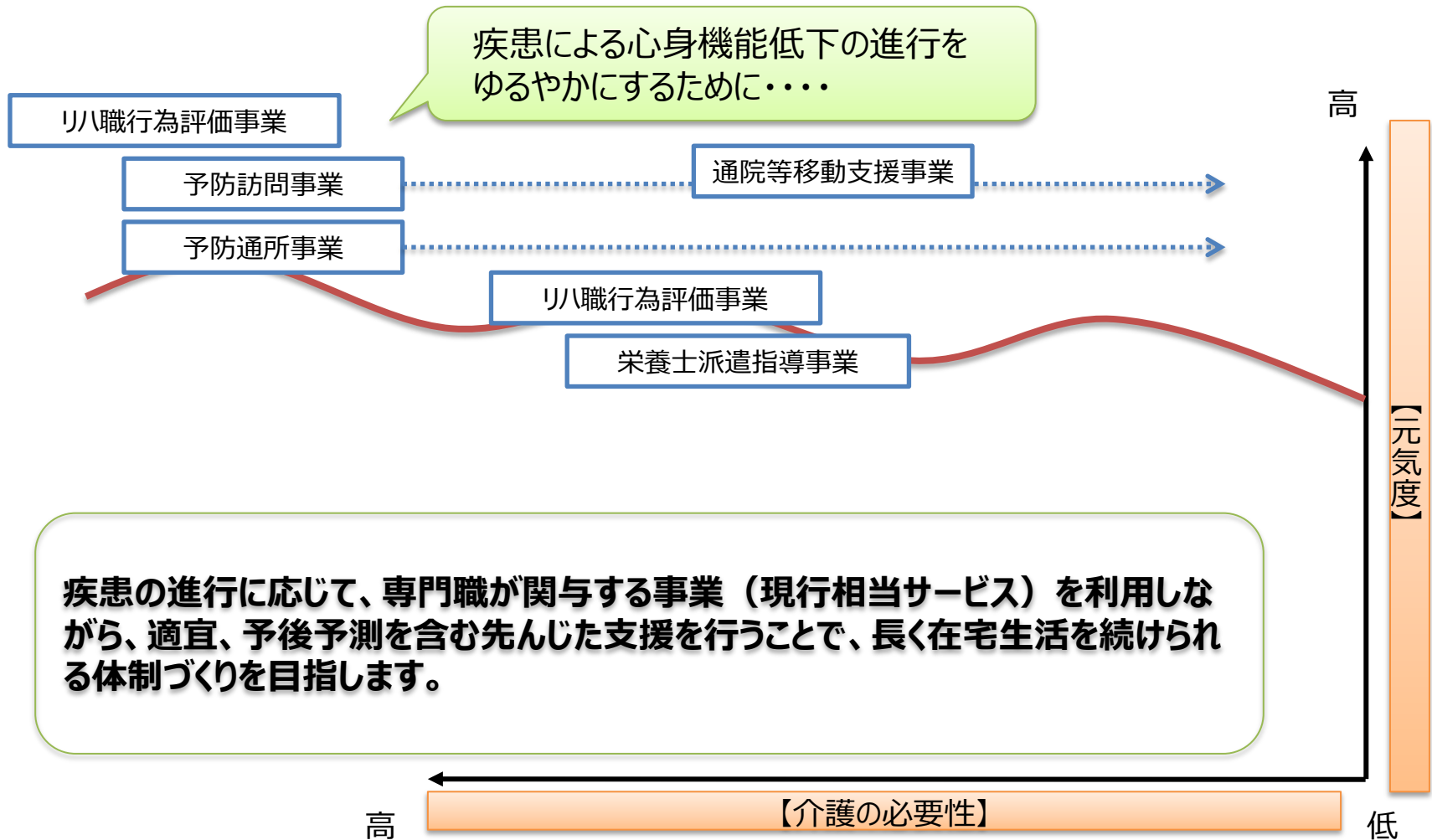
【サービス事業】 介護予防・日常生活支援総合事業の体系図①

不活発な生活による機能や意欲の低下、運動器疾患等により支援が必要になった方の例



【サービス事業】 介護予防・日常生活支援総合事業の体系図②

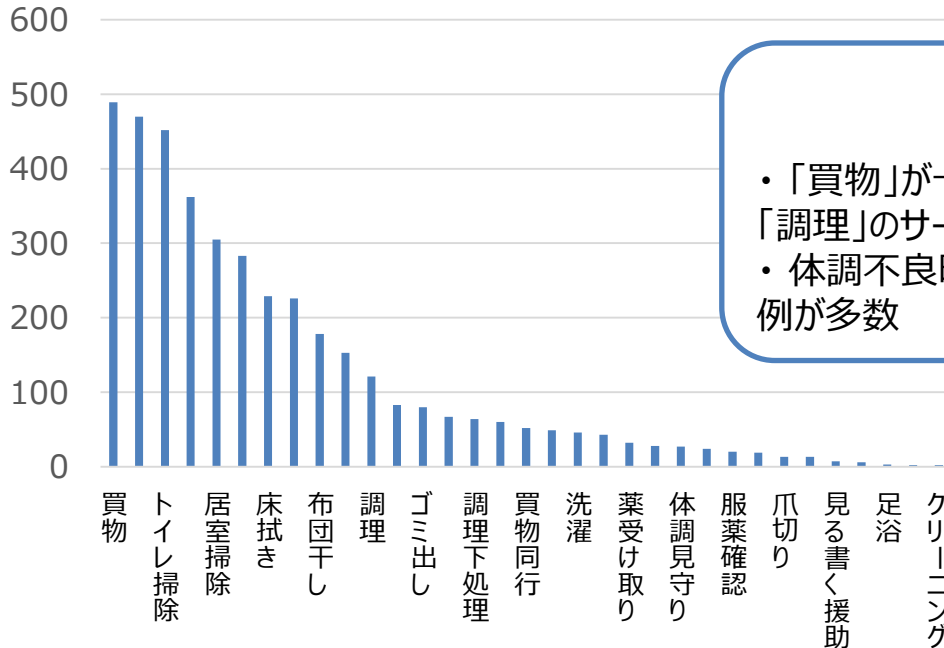
進行性疾患などにより支援が必要になった方の例



【サービス事業】 現行サービスのサービス内容分析（参考資料）

介護予防訪問介護

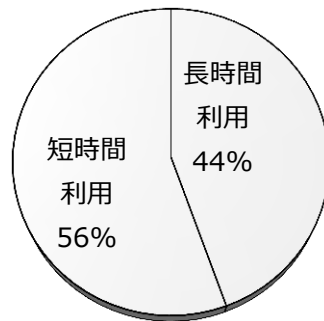
委託ケースを除く 1,627ケース（平成27年4月）



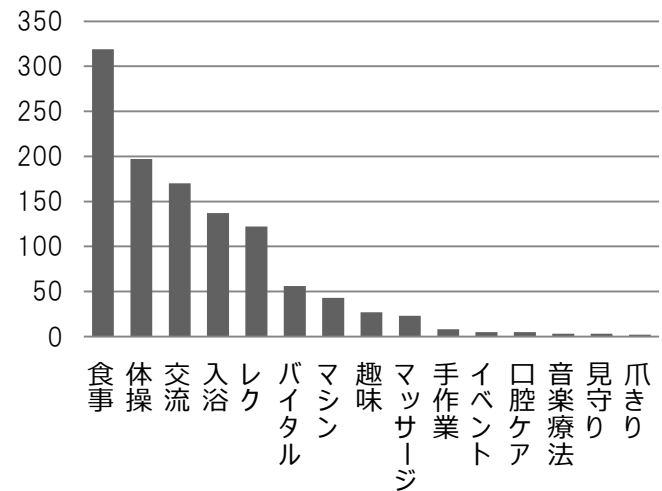
96%が生活援助

- ・「買物」が一番多いサービス内容となっていますが、「掃除」や「調理」のサービスとセットで「買物」が記載されている例が多数
- ・体調不良時に一時的なサービスとして「買物」が記載されている例が多数

- ・ 7割以上が運動器機能向上加算算定
- ・ 長時間の利用は「入浴」が目的
- ・ 「体操」には運動やリハビリを含む



介護予防通所介護



サービス事業の利用について

要支援認定者数の推計

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1認定者	3,814	4,452	4,790
要支援2認定者	4,620	5,067	5,374
合計	8,434	9,519	10,164

・認定者のうち、訪問・通所サービスを利用される方は4割程度と考えられます。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業開始時に、現行の予防給付による訪問・通所サービスを利用されている方は、要支援認定の有効期間満了時まで現行のサービスを利用していただくことができます。

(その後も介護予防ケアマネジメントにより、必要に応じて現行相当サービスを継続できます。)

【事業の利用の流れ】

- 新規利用者の方にはまず要支援認定の申請をしていただきます。
- 認定の更新時に、既に訪問・通所のサービスを利用している場合は、基本チェックリストのみでサービス利用の継続が可能になります。

介護予防・日常生活支援総合事業 (サービス事業)



介護予防・日常生活支援事業（サービス事業）

（１） 現行の介護予防給付を総合事業に移行します：サービスの内容や利用料に変更はありません

予防訪問事業

予防通所事業

【現行相当サービス】
介護予防給付（国）と基準・単価・サービス内容に変更なし

（２） 多様な生活支援サービスの整備・創設：多様な新しいサービスが利用できるようになります

既存の法人（団体）の活動から事業として実施する事業

生活援助訪問事業

活動移動支援事業

通院等移動支援事業

介護給付として既にあるサービスを要支援者等に拡充する事業

教室型通所事業

介護予防事業の教室運営等の実績から、仲間づくり・活動量の向上を目的として実施する事業

リハ職訪問通所指導事業

リハ職行為評価事業

栄養士派遣指導事業

新しく創設する事業



【サービス事業】 訪問型サービスの概要

類型	現行のサービス相当	訪問型サービスA	訪問型サービスB	訪問型サービスD
事業名	予防訪問事業	生活援助訪問事業	活動移動支援事業	通院等移動支援事業
サービス説明	訪問介護事業所の訪問介護員等(※1)が提供する身体介護等のサービス	法人(団体)等の生活支援員(※2)が提供する生活援助サービス	法人(団体)の登録・会員等が提供する生活支援サービス	訪問介護事業所の訪問介護員(※1)が提供する身体介護等のサービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除や整理整頓 ● 生活必需品の買い物 ● 食事の準備や調理 ● 衣類の洗濯や整理 ● 薬の受け取り ■ 入浴の介助や見守り <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除や整理整頓 ● 生活必需品の買い物 ● 食事の準備や調理 ● 衣類の洗濯や整理 ● 薬の受け取り <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 徒歩や公共交通機関を利用し、老人クラブ等の活動・参加場所までの移動支援 ● 介護保険の対象とならない簡単な家事支援(台所の換気扇の掃除等) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通院等の移動支援
対象外のサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えること。			
実施方法	事業者指定 (利用1件(1人)あたり単価により算定)	事業者指定 (利用1件(1人)あたり単価により算定)	補助(助成) (市が定める特定のサービスに対する間接補助)	補助(助成) (サービスに対する間接補助)
事業費	【1人1か月単価】1単位10,70円 週1回程度 1,168単位 週2回程度 2,335単位 週3回程度 3,704単位	【1人1か月単価】1単位10円 週1回程度 740単位 週2回程度 1,490単位	助成による利用料軽減を図る	助成による利用料軽減を図る
自己負担金	介護予防給付と同様(1割または2割を自己負担)	介護予防給付と同様(1割または2割を自己負担)	法人(団体)が定める自己負担額	法人が定める自己負担額

※1 訪問介護員等とは、介護職として働く上で基本となる知識や技術を習得している介護福祉士・介護職員初任者研修等の資格を有する者

※2 生活支援員とは、枚方市生活支援員養成研修を修了した者

【サービス事業】 訪問型サービスの基準

事業名	予防訪問事業	生活援助訪問事業	活動移動支援事業	通院等移動支援事業
人員	管理者 常勤・専従 1 以上	管理者 専従 1 以上	管理者 1 以上	管理者 1 以上
	訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上	従事者 3 以上	提供者 2 以上	提供者 2 以上
	サービス提供責任者 常勤訪問介護員等のうち、 利用者40人に1人以上	サービス提供責任者 常勤の従事者のうち、利用者 40人に1人以上	サービス調整担当者 1 以上	サービス調整担当者 1 以上
資格要件	訪問介護員等 介護福祉士、介護職員初任 者研修修了者	従事者 枚方市生活支援員養成研 修修了者	なし	なし
	サービス提供責任者 介護福祉士、実務者研修修 了者、3年以上従事した介護 職員初任者研修等修了者	サービス提供責任者 介護職員初任者研修修了 者等、介護福祉士、実務者 研修修了者	サービス調整担当者 枚方市生活支援員養成研 修修了者	サービス調整担当者 介護職員初任者研修修了 者等
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室・相談スペース） 必要な設備・備品			
サービス 時間	目標の達成状況に応じて必要な程度の量 （介護予防訪問介護の考え方と同じ）		法人（団体）が定める時間	法人が定める時間
運営	現行の基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> ●簡略化した個別サービス計画の作成 ●従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●提供者の清潔の保持・健康状態の管理 ●提供者又は提供者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 等 	現行の要支援者を対象とする「通院等乗降介助」と同様

※（介護予防）訪問介護、予防訪問事業、生活援助訪問事業、活動移動支援事業、通院等移動支援事業の管理者、サービス提供責任者、事業担当者、サービス調整担当者は、それぞれの事業において、業務に支障のない範囲で兼務可能とする。（一体的に実施している場合に限る。）

枚方市生活支援員養成研修

平成28年度から実施する「枚方市生活支援員養成研修」の修了者は、生活援助訪問事業の事業者には雇用されると、枚方市の生活援助員として働くことができます。

(担い手の育成とともに高齢者の就労の場の確保を図ります)

枚方市生活支援員養成研修カリキュラム（13時間）

項目	内容
多様なサービス、仕事内容の理解	介護保険制度、相談からサービス提供までの流れ、介護に関する職種等
老化と高齢者の病気	老化や病気に伴う心身の機能の変化と日常生活上の留意点
認知症の理解	認知症の理解
コミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション、状況に応じたコミュニケーション等
尊厳の保持・自立支援	個人としての尊重、介護の倫理、残存能力の活用、意欲を高める支援等
安全の確保とリスクマネジメント	事故予防、感染対策、ストレスマネジメント等
生活と家事	家事援助に関する基礎的知識と生活支援等
演習と修了評価	実践者による活動内容の紹介、振り返り等

地域住民や高齢者に参加していただき、能力を活かした活動ができる場の一つとして、当該研修を定期的にも実施します。

【サービス事業】 通所型サービスの概要

	現行のサービス相当	通所型サービスA
	予防通所事業	教室型通所事業
サービス説明	通所介護事業者による通いサービスの提供	フィットネススタジオやプール等のスポーツ施設での通いサービスの提供
サービス内容	生活機能の向上のための機能訓練または、入浴介助（見守り）	ひらかた元気くらわんか体操、介護予防に資するプログラムなど 【サービス提供期間：3か月】
送迎	自宅から施設の間の送迎あり	巡回バス等による送迎
実施方法	事業者指定 （利用1件（1人）あたり単価により算定）	委託 （1教室あたりの基本額と1人あたりの出来高額により算定）
事業費	【1人1か月単価】1単位10.45円 週1回程度 1,647単位 週2回程度 3,377単位	【定員20人で3か月分】 135,000円
自己負担額	介護予防給付と同様（1割または2割を自己負担）	なし

【サービス事業】 通所型サービスの基準

事業名	予防通所事業	教室型通所事業
人員	管理者 常勤・専従 1 以上	管理者 1 以上
	生活相談員 専従 1 以上（提供日ごと）	
	看護職員 専従 1 以上（提供日ごと・10人以下は不要）	
	介護職員 利用者15人以下で専従 1 以上（1人以上は常勤） 16人以上は、利用者1人に専従0.2以上	従事者 利用者15人以下で専従 1 以上 16人以上は必要数
	機能訓練指導員 1 以上	体操指導員 1 以上
設備	食堂及び機能訓練室 （3㎡×利用定員以上） 静養室、相談室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） 事務室 消火設備その他の災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品
サービス提供時間	目標の達成状況に応じた必要な時間 （介護予防通所介護の考え方と同じ）	週1回以上 1回あたり2時間以上
運営	現行の基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> ●簡略化した個別サービス計画の作成 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 等

【サービス事業】 通所型サービスの実施方法

- ◆ 通所介護と予防通所事業については、一体的に実施することができます。
(通所介護と介護予防通所介護と同様)
- ◆ 同一建物減算は設けます。考え方は介護予防通所介護の同減算の取扱いに準じます。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）については、ある曜日の限定した時間に実施することが可能です。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）については、ひらかた元気くらわんか体操を含む、介護予防に資するプログラムを作成し、当該プログラムに基づき実施することとします。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）については、利用終了後に、利用していた人のうち希望者が「支援員」として運営の支援等に参加できる体制をとることとします。
- ◆ 通所型サービスA（教室型通所事業）の体操指導員は、健康運動指導士やインストラクターなど、体操指導における一定の経験がある者としてとします。



【サービス事業】 その他の生活支援サービスの概要

事業名	栄養士派遣指導事業	リハ職訪問通所指導事業	リハ職行為評価事業
サービス対象者	著しい体重の減少や増加がある人、低栄養が疑われる人、食事や調理・買物への意欲が低下している人など、介護支援専門員等のアセスメントにより、療養食や減塩食などの指導ではなく、規則正しく食事を摂ること、食材や惣菜の選択方法、簡単な調理方法の指導により、身体機能の向上が見込める人	体力改善に向けた支援が必要な人、健康管理の維持・改善が必要な人、閉じこもりに対する支援が必要な人など退院直後や廃用症候群等による身体機能の低下が見られるが、介護支援専門員等のアセスメントにより、リハビリテーション専門職の適切な関与で、身体機能の向上が見込める人	介護予防ケアプランの目標を達成するために、リハビリテーション専門職が利用者の行為や動作を評価し、利用者を含む支援チーム全員への指導等の助言を行うことで、目標達成が見込める人
サービス内容	栄養士による初回訪問（1回の訪問あたり1時間以内） 月1回の訪問もしくは電話による栄養士のモニタリング 支援チーム員全員（特に生活援助員）への指導等の助言	送迎あり 通所：1回2時間以上 訪問：1回1時間以上 週1回、通所と訪問を組み合わせて提供	リハビリテーション専門職が居宅を訪問して、動作や行為の評価（移動時間を含めて2時間以内） 必要に応じて、サービス提供者会議等への同席、支援チーム員への指導等の助言
サービス提供期間	3か月	3か月	3か月
実施方法	委託 （1人1月あたりの月定額により算定）	委託 （1教室あたりの基本額と1人あたりの出来高により算定）	委託 （1人1回あたりの出来高により算定）
事業費	1人1か月 4,000円程度	【定員20人で3か月分】 1,245,000円	1人1回 5,000円程度
自己負担額	なし	なし	なし

【サービス事業】 その他の生活支援サービスの基準

事業名	栄養士派遣指導事業	リハ職訪問通所指導事業	リハ職行為評価事業
人員	管理者 専従 1 以上	管理者 1 以上	管理者 1 以上
	管理栄養士 1以上 栄養士 3 以上	リハビリテーション専門職 1 以上	リハビリテーション専門職 3 以上
	サービス調整担当者（管理栄養士） 1以上	サービス調整担当者 1 以上	サービス調整担当者 1 以上
資格	管理栄養士・栄養士	リハビリテーション専門職 PT、OT、ST	リハビリテーション専門職 PT、OT、ST
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の 区画（事務室・相談スペース） 必要な設備・備品	サービスを提供するために必要な場所（3 ㎡×利用定員以上）、事務室、消火設 備その他の災害に必要な設備、 必要なその他の設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の 区画（事務室・相談スペース） 必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ●個別サービス計画の作成 ●サービス提供記録の作成 ●モニタリング記録の作成 ●支援チーム員への指導記録 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別サービス計画の作成 ●サービス提供記録の作成 ●モニタリング・評価記録の作成 ●事者又は従事者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●評価記録の作成 ●支援チーム員への指導記録 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 等

【サービス事業】 介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメント プロセス		利用サービス		サービス提供 開始月	2か月目 (翌月)	3か月目 (翌々月)	4か月目 (3か月後)
原則的な ケアマネジメント	ケア プ ラ ン 作 成 あ り	予防訪問事業 生活援助訪問事業 通院等移動支援事業 予防通所事業 教室型通所事業 栄養士派遣指導事業 リハ職訪問通所指導事業 リハ職行為評価事業	サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	●			●
			モニタリング等		●	●	● (面接)
			給 付 管 理	●	●	●	●
			報 酬	430単位 + 300単位 (7,811円)	430単位 (4,601円)	430単位 (4,601円)	430単位 (4,601円)
簡略化した ケアマネジメント		活動移動支援事業	サービス担当者 会 議	▲ (必要時)			
			モニタリング等				●
			報 酬	400単位 (4,280円)	-	-	400単位 (4,280円)

※ 介護給付及び介護予防給付と同様に介護予防ケアマネジメントにおける自己負担はありません。

人員・設備・運営等に関する基準は、現行の基準通りです。

【サービス事業】 介護予防ケアマネジメントの質の向上

- ◆ 介護保険法の理念である自立を支援するための自立支援型地域ケア会議を開催します。支援チーム員全体に「自立支援の視点を定着」させ、「アセスメント力の向上」により、「利用者の生活の質（QOL）の向上」を目指します。
- ◆ 自立支援型地域ケア会議では、要支援認定者が再び自立した生活を送れるよう、生活機能の向上と、社会参加による「役割の再獲得」や「生きがいを見い出す」ための支援過程に焦点をあて、「自立支援を阻害している要因は何か」を明らかにし、検討します。
- ◆ 「できないこと」や「してほしいこと」という要望だけではなく、「自立支援を阻害している要因」から課題を把握し、「課題」を解決する支援方法を追求します。「できないことをできるようにする支援」、「できることを奪わない支援」、そのための最も効果的なアプローチが何なのかを専門的な意見を交え、解決の可能性を探り、検討します。
- ◆ 介護予防ケアマネジメントに位置づけるサービス事業の利用期間は原則6か月とし、継続して同じサービス事業を利用する場合は、多職種により継続の必要性について検討します。（委託事業に関しては3か月）



介護予防・日常生活支援総合事業

(一般介護予防事業)



【一般介護予防事業】 ひらかた元気くらわんか体操①

ひらかた元気くらわんか体操

柔軟性を向上する

ラジオ体操第1

筋力向上・バランスアップの

ロコモ体操

脳の刺激（瞬発力向上・認知症予防）の

ひらかた体操

「ひらかた元気くらわんか体操」

は、約10分のできるように効果的な体操3つをセット

ラジオ体操第1はテレビやラジオで毎朝できることから習慣化・・・

「地域介護予防活動支援事業」・「地域リハビリテーション活動支援事業」を組み合わせ、地域の支援活動とリハビリテーション専門職の関与による機能の向上や予防効果！

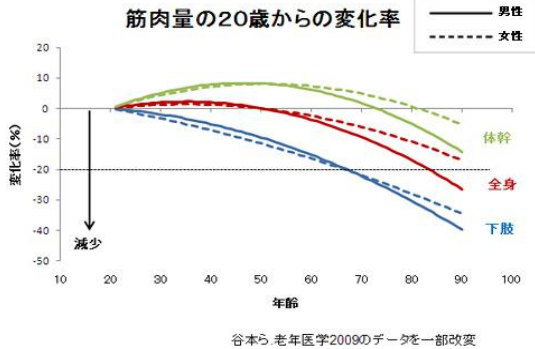
いつもの集まりで「ひらかた元気くらわんか体操」を



集まるために体操を



地域での集いの場

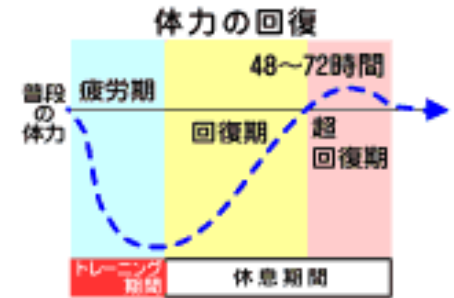
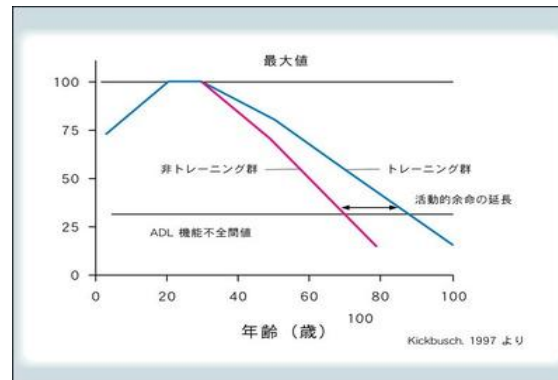


老化は足から・・・

下肢筋力の低下は、早い時期から始まり最も進行しやすい。

何歳になっても筋力は向上する！

何もしないと筋力は低下する。



筋力向上のための効果的な運動頻度

「ややキツイ」と感じる強さの運動を週1回（現状維持）

もっと元気になりたい人は週2～3回 23

【一般介護予防事業】 ひらかた元気くらわんか体操②

- ◆ 元気な方、支援が必要な方、どんな方でも、切れ目なく同じ体操ができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業所で実施するだけでなく、地域でも継続した活動ができる支援体制を構築します。
- ◆ 地域で市民リーダーを中心に継続的にひらかた元気くらわんか体操を実施することで、身体機能の低下の予防ができるようにします。
- ◆ 養成した市民リーダーが、ひらかた元気くらわんか体操を地域で中心となって実施することで、市民リーダーの役割と生きがいがいづくりにつなげていきます。

目標取組団体数

平成27年度（モデル事業）	6団体
平成28年度	45団体（3団体×13の日常生活圏域+モデル事業6団体）
平成29年度	200団体（5団体×13の日常生活圏域+サービス事業所）

【お試し支援】

自主的な継続した取り組みを希望し、概ね週1回以上活動している団体（グループ）に対して体操の説明をする支援



【スタート支援】

介護予防、続けることの大切さを伝え、現在の身体機能を確認するための体力測定、体操指導等、3回の支援



【継続支援】

半年以上継続して実施した団体（グループ）に対して、体力測定を実施。活動報告会の開催など継続の取り組みを支援

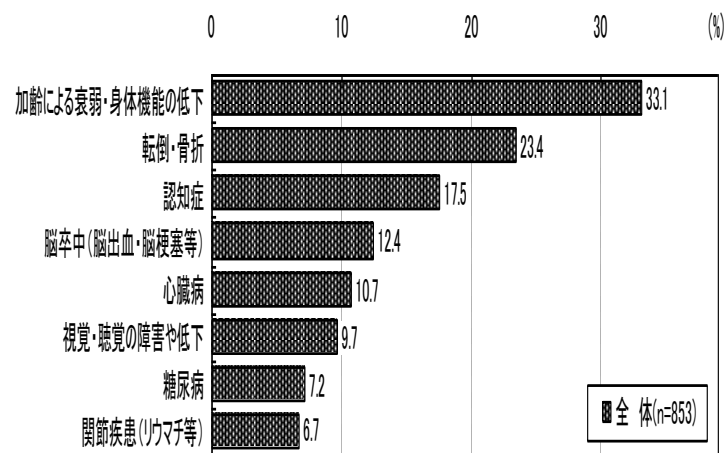
1年に1回程度、各団体の取り組みの発表や表彰等を行う場の設定

【一般介護予防事業】 ひらかた元気くらわんか体操③

モデル事業の体力測定結果 【平成27年度に6団体で週1回実施】

全身の筋力を測定するための「握力」が体操実施（4か月）後に**向上!**
 片足立ち測定（下肢筋力・バランス力）、長座位体前屈測定（柔軟性）、認知機能測定（注意分割機能）でも、同様に**向上!**

要介護認定が必要になった原因：上位8項目



※要介護認定者向けアンケート調査

身体を動かさないことによる
 心身の機能低下が**56.5%**
 「認知症」を合わせると、**74%**に運動
 による予防効果が期待

生活不活発病（陥りたくない生活の悪循環）とは？

例) 風邪をひいて2週間ほど寝込んだAさん

76歳のAさんは、やっと落ち着いたので起き上がろうとすると、目が回り、立って歩くとふらつく※1ので、「もう少し安静にしておこう」と思い、さらに数週間、布団に横になって過ごしました。

そのうちに、トイレに行くのもおっくうになり、食欲もなくなり、次第に足腰が弱くなって※2、息切れ※3で廊下を歩くのが困難になってきました。

【生活不活発病の状態と体の変化】

- ※1 起き上がろうとすると目が回り、立ってふらついた … 急に立ったことで、血液が足に下がり、頭部への血流が低下したために生じた起立性低血圧症状
- ※2 足腰が弱くなった（足が重く感じ、物に伝って歩く状態） … 筋力の低下
- ※3 息切れ … 心臓や肺の機能の低下

このように、生活不活発病が生じることは「仕方がない」ものではなく、予防や早く対応すれば改善されるものです。手術後の「安静」も同様です。生活不活発病は、誰にでも起こる可能性があります。

【一般介護予防事業】 ひらかた元気くらわんか体操④

ひらかた元気くらわんか体操

介護予防
普及啓発事業

二次予防教室

ひらり元気教室（運動機能向上）

脳・体力元気教室（認知症予防）

ふくふく元気教室（栄養改善）

すべての事業や講座の
共通ツールとして普及啓
発していくことで、地域で
継続した取り組みにつな
げていきます。

こころの健康からだの健康まつり

健康づくりプロジェクト

元気アップ総合講座

元気はつらつ健康づくり事業

ご近所運動教室

元気ここから教室

出前講座

サービス事業

地域介護予防
活動支援事業

生き生き健康スポーツレクリエーションリーダー養成

いきいきサロン健康づくりサポーター養成

地域での介護予防の拠点づくり

**サービス事業を利用することで再び元気
になった方の状態を地域で維持するた
め、地域の元気な高齢者を増やすため、
地域での活動・参加・仲間づくりにつなげ
る活動のツールとして活用**

【一般介護予防事業】

生き生きマイレージ（介護予防ポイント事業）

- ◆ 要支援・要介護認定を受けていない元気な高齢者がサポーター養成研修を受講し、サポーターとして登録することで、特別養護老人ホーム等でサポーター活動を行います。
- ◆ サポーター活動に対し、1日（1時間以上）1ポイントを付与
年間50ポイントを上限とし、1ポイント200円で商品券等に換金

生き生き健康スポーツレクリエーションリーダー養成事業

- ◆ 枚方市老人クラブ連合会と共催で、クラブ会員を対象に「生き生き健康スポーツレクリエーションリーダー」を養成する際、ひらかた元気くらわんか体操もあわせて実施することで、各老人クラブでの活動への普及を図ります。

いきいきサロン健康づくりサポーター養成（保健センター実施）

- ◆ 枚方市社会福祉協議会・校区福祉委員会と連携し、校区福祉委員及びいきいきサロンのボランティアを対象に「いきいきサロン健康づくりサポーター」の養成講座の際に、ひらかた元気くらわんか体操もあわせて実施することで、地域における主体的な介護予防活動への普及を図ります。

地域の介護予防の拠点づくり

- ◆ 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる地域の介護予防の拠点づくりを目的とした事業を実施します。

【一般介護予防事業】 生きがい創造学園

- ◆ 家庭に閉じこもりがちな高齢者に対して、生きがいを見いだす場や社会活動に参加する機会を提供するために、各種講座を開催し、学びたいことを自由に学び、生きがいとチャレンジ精神を持った暮らしづくりを応援することを目的としています。

高齢者がいきいきと活動できる仕組みづくり

就労・起業支援

活動・仲間づくり

居場所づくり（参加）

様々な事業を活用しながら、高齢者がいきいきと活動できる仕組みづくりに取り組みます。

例)

生きがい創造学園（一般介護予防事業）

生き生きマイレージ（一般介護予防事業）

地域の介護予防の拠点づくり（一般介護予防事業）

ひらかた元気くらわんか体操（一般介護予防事業）

枚方市生活支援員養成研修

生活援助訪問事業（サービス事業）

活動移動支援事業（サービス事業）

介護予防・生活支援サービス体制整備事業

(生活支援体制整備事業)



元気づくり・地域づくりプロジェクト (高齢者が安心していきいきと活躍できる地域づくり)

- ◆ 地域課題の抽出や検討を行う会議体（第1層協議体・第2層協議体）を設置します。
- ◆ 地域ニーズを把握し、地域課題解決のためのプランの立案・地域資源の開発やプランの実現のため調整・支援する者（生活支援コーディネーター）を、地域ごとに配置することができます。

【第1層協議体】 平成27年11月設置（事務局：市）
市全域を対象とし、制度の大枠を整備

【第2層協議体（元気づくり・地域づくり会議）】

協議体では、それぞれの地域の実情に応じた取り組みを実施していきます。
協議体の活動は、校区コミュニティもしくは日常生活圏域ごとに行います。
平成28年度中に活動開始予定

（事務的とりまとめを行う事務局：高齢者サポートセンター（地域包括支援センター） 予定）

【生活支援コーディネーター】 第1層・第2層 平成29年度末までに配置

市全域を対象範囲とする第1層生活支援コーディネーター

小学校区を対象範囲とする第2層生活支援コーディネーター（第2層協議体で選出）

個別サービスのマッチングを担当する第3層生活支援コーディネーター（介護支援専門員）

地域の実情に応じて順次、配置していきます。

多様な通いの場（サロン、オレンジカフェ、体操教室など）
多様な活動の場（趣味や同好の集い、地域貢献、就労など）
多様な生活支援（見守り、安否確認など）

支援する側と支援される側が柔軟に入れ替わりながら、個々人の可能性を増やしていく取り組みを目指し、そのための体制づくりを行っていきます。

第1層協議体の構成団体と第2層協議体の活動

高齢者がいきいきと安心して暮らすために、地域に必要な仕組み・場所・活動などを、地域のニーズに基づいて創り出す仕組みです。

第1層協議体の構成団体（市全域を対象）

- 地縁組織（地域活動団体）
 - 枚方市民生委員児童委員協議会
 - 枚方市老人クラブ連合会
 - 枚方市コミュニティ連絡協議会
 - 枚方市校区福祉委員会協議会
- 民間企業（職能団体）
 - 枚方市介護支援専門員連絡協議会
 - 枚方市訪問介護事業者会
 - 枚方市デイサービス連絡協議会
 - 枚方市通所リハビリテーション連絡協議会
 - 枚方市特別養護老人ホーム施設長会
- 中間支援組織
 - 枚方市シルバー人材センター
- NPO
 - ニッポン・アクティブライフ・クラブ枚方拠点
- ボランティア団体
 - 大阪高齢者生活協同組合
- 社会福祉協議会
 - 枚方市社会福祉協議会

第2層協議体の活動（元気づくり・地域づくり会議）

【情報収集】

地域の資源を整理、地域のニーズの把握、事務局で情報の集約

【会議で話し合い】

課題の整理、課題解決に向けた話し合い

【解決プランの立案】

生活支援コーディネーターが提案、会議で合意形成

【解決プランの実現】

プラン実現のための調査研究、様々な調整や相談、各方面への連携・協力等の働きかけ等

【実現後のモニタリング】

運用・活動状況のチェック、実施方法等の調整や修正、第1層協議体への報告等

第2層協議体で集約した地域の資源の情報を「地域のマップ」として情報提供できる仕組みを構築します。

地域で自分らしく暮らす

